

報告第 41 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 9 月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例

（盛岡市市税条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第45条の 7 第 1 項第 1 号及び第63条第 1 項第 6 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（盛岡市立病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市立病院使用料及び手数料条例（昭和33年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正）

第 3 条 盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（盛岡市夜間急患診療所条例の一部改正）

第 4 条 盛岡市夜間急患診療所条例（昭和51年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法

律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部改正)

第5条 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例(平成8年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「同法第17条の配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第25条で定めるもの」を「同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改める。

第4条第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(盛岡市訪問介護等手数料条例の一部改正)

第6条 盛岡市訪問介護等手数料条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

報告第 42 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年10月 8 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金51,084円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 7 月15日盛岡市役所立体駐車場において、車体感知装置の設備不良により、駐車場入口設備と車体後部が接触し車両を損傷したことによる。

報告第 43 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

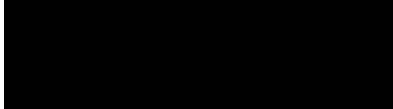
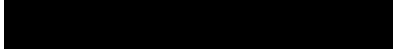
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年10月 8 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金10,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 8 月 17 日盛岡市前九年二丁目地内において、市道北夕顔瀬町18号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 44 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

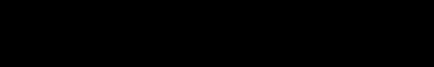
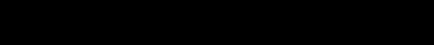
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年10月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 182,812円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 6 月24日みたけ五丁目グリーンプロットにある柿の枝葉から大雨により樹脂が染み出し、枝葉の下に駐車していた車両に付着して除去出来なくなったことによる。

報告第 45 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年10月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金93,163円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 6 月24日みたけ五丁目グリーンプロットにある柿の枝葉から大雨により樹脂が染み出し、枝葉の下に駐車していた車両に付着して除去出来なくなったことによる。

報告第 47 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年11月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金15,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 7 月28日盛岡市上田堤一丁目地内において、市道上田18号線を歩行中、未舗装道路の異物散乱により転倒し、顔面を裂傷し、及び手足を打撲し、並びに眼鏡を破損したことによる。

報告第 48 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立津志田小学校校舎・配膳室建設（建築主体）工事	契約金額「149,904,000円」を「152,303,760円」に改める。	平成26年11月14日

報告第 49 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、
同上第 2 項の規定により報告する。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市保健所手数料条例及び盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市
長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年11月20日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保健所手数料条例及び盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（盛岡市保健所手数料条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の67の 2 の項及び67の 3 の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及
び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表67の 4 の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等
の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器
等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第 3 条第 3 号」を「第 3 条た
だし書」に、「67の 5、69の 2 及び69の 3 の項」を「67の 5 の項、69の 4 の項及び69の 5 の項」
に改め、同表67の 5 の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
等に関する法律」に改め、同表67の 6 の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律」に、「67の 7、69の 4 及び69の 5 の項」を「67の 7 の項、69
の 6 の項及び69の 7 の項」に改め、同表67の 7 の項から67の 9 の項までの規定中「薬事法」を「
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表68の項中「
薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「69、
70及び71の項」を「69の項、70の項及び71の項」に改め、同表69の 5 の項中「薬事法施行令」を
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を
同表69の 7 の項とし、同表69の 4 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効
性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表69の 6 の項とし、同表69の 3 の
項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

施行令」に改め、同項を同表69の5の項とし、同表69の2の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表69の4の項とし、同表69の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項の次に次のように加える。

69の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	2,300円
69の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	3,300円

別表第2の70の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬局開設又は医薬品の販売業の許可に係る」を「医薬品の販売業の」に、「薬局開設又は医薬品販売業許可証書換え交付手数料」を「医薬品販売業許可証書換え交付手数料」に改め、同表71の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬局開設又は医薬品の販売業の許可に係る」を「医薬品の販売業の」に、「薬局開設又は医薬品販売業許可証再交付手数料」を「医薬品販売業許可証再交付手数料」に改める。

(盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第68号)の一部を次のように改正する。

第18条第6号ただし書中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

報告第 50 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

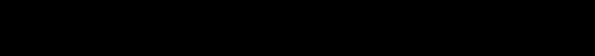

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年11月21日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 6,977円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 9 月 6 日盛岡市北山二丁目地内において、市道北山二丁目 9 号線を自動車で走行中、市道敷地内の破損した側溝に車輪を乗り上げ、車両を損傷したことによる。